

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のBセンターに非常勤職員として雇用され、動物の世話・訓練、等の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年頃から同僚らから無視をされる等の嫌がらせを受け、○年○月○日、ニイニイゼミの鳴き声が右耳だけ聞こえない症状等が出現したことに気付いたという。請求人は、同月○日、C医療機関の耳鼻科を受診したが原因不明であるとされ、○年○月○日、D医療機関に受診したところ、「軽症うつ病エピソード（F32.0）、非器質性不眠症（F51.0）」と診断された。
- 3 請求人は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名とその発病時期について、E医師は、○年○月○日付け意見書において、「F 3 2 . 0 軽症うつ病エピソード、F 5 1 . 0 非器質性不眠症」を発病し、発病時期は○年○月頃である旨述べている。また、F医師は、○年○月○日付け意見書において、上記E医師の意見書を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、○年○月頃に「F 3 2 . 0 軽症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断している。当審査会としても、請求人の症状経過等に照らして、F医師の意見は妥当なものであると考えられることから、○年○月頃に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由(略)に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、○年頃から、同僚のGらから無視されるなどのいじめ、嫌がらせを継続して受けたと主張することから、この出来事について2つの面から検討すると、以下のとおりである。

ア 請求人が主張する、Gらによる数人が結託した無視・嫌がらせについて、認定基準の別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するかについて、まず検討する。

請求人は、①○年○月末頃に、Gが同僚のJに請求人を「精神的に追い込んでやれ」と話した、②同年○月○日に、Gが他の同僚のHにひそひそ話をしたと述べるものの、同僚のIの申述によれば、Gが他の職員に請求人と口をきくなと言ったという話は聞いたことがないとのことであり、Gが他の同僚と結託して請求人に対する嫌がらせ、いじめを行ったという事実関係を確認す

ることができず、これらの主張については請求人の憶測の域にとどまるものと判断せざるを得ない。

また、請求人は、○年○月にJとトラブルがあり、控室の台所の包丁が収納されている扉を開けてJを挑発した旨認めており、これに対して、Gは、このトラブル以来、職員たちが請求人に恐怖を持ち、距離を置いていった旨述べているが、これについては請求人の行動に原因があり、他の職員の行動には一定の合理性が認められる。

よって、請求人が主張するGらによるいじめ、嫌がらせについては、当審査会としては、認定基準における評価の対象となる出来事には該当しないものと判断する。

イ 次に、請求人とGとの個人的関係について、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するか、検討する。

Gは、請求人は廊下ですれ違っても目をそらす等むしろ請求人が自分を避けており、○年頃、請求人から都道府県庁のパワハラ相談室に事実無根で訴えられたので、個人的に距離を置くようにした旨述べている。

また、業務課長のKも、請求人がGから無視されている印象はなく、Gが請求人に嫌がらせをすることはなかった旨述べており、Iも、請求人がGから無視されている印象を持っておらず、他の職員も請求人に嫌がらせをすることはなかった旨述べている。

これらを総合的に考えると、請求人とGとの関係について、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、請求人の主張する出来事は客観的にはトラブルとはいえない程度のものに該当し、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。